

10. 都道府県の業務

(5)精神障害者保健福祉手帳所持者数、精神障害者社会適応訓練事業の状況

	精神障害者保健福祉手帳			精神障害者社会適応訓練事業														
	所持者数(平成23年3月末現在)			平成23年6月30日現在				利用修了者の状況(平成22年度)										
	1級	2級	3級	協力の事業所数	利用のある協力の事業所数	利用対象者数	新規利用者数(平成22年度)	利用修了者数(平成22年度)	常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイ・ケア等通所	在宅	精神科入院	その他	死亡	不明
北海道	1,844	10,606	3,474	125	24	29	8	12	1	2	0	1	1	3	0	4	0	0
青森	3,534	4,236	776	165	14	17	12	22	0	6	0	1	5	3	1	6	0	0
岩手	2,429	2,751	889	163	15	18	18	27	4	4	0	0	0	16	2	1	0	0
宮城	1,040	2,496	1,114	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	1,025	2,829	710	55	11	12	5	9	0	4	0	2	1	1	0	1	0	0
山形	1,893	1,874	656	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	1,350	4,925	1,573	73	2	2	5	7	0	2	0	0	2	2	1	0	0	0
茨城	1,941	5,709	2,759	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	1,230	4,164	1,803	103	11	18	13	15	1	1	0	9	0	3	1	0	0	0
群馬	3,217	2,805	803	148	7	7	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
埼玉	2,428	15,188	5,979	119	20	22	25	17	0	2	0	8	0	7	0	0	0	0
千葉	3,424	11,650	4,390	87	9	13	11	5	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0
東京	3,005	18,019	11,389	146	54	75	50	56	1	17	0	4	6	10	4	14	0	0
神奈川	2,591	9,514	3,664	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	1,164	6,367	758	157	7	7	4	6	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0
富山	394	2,717	672	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	697	3,541	502	59	23	44	15	25	0	6	1	4	3	5	4	2	0	0
福井	267	2,433	879	15	4	6	1	11	7	0	0	0	0	1	0	3	0	0
山梨	1,201	3,547	395	145	20	27	12	4	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0
長野	6,055	5,424	1,025	40	1	3	40	15	0	6	0	0	9	0	0	0	0	0
岐阜	2,678	5,820	1,126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	797	4,944	2,389	80	19	28	18	5	1	0	0	2	0	1	0	1	0	0
愛知	2,159	15,356	5,848	298	13	18	9	11	0	6	0	0	2	1	0	1	0	1
三重	1,010	5,281	1,742	64	21	29	19	5	2	0	0	0	0	1	0	2	0	0
滋賀	478	3,742	1,426	81	12	15	10	18	6	1	0	2	0	0	0	9	0	0
京都																		
大阪	4,722	17,840	4,730	68	23	44	28	31	3	8	0	14	0	2	1	3	0	0
兵庫	3,231	11,277	3,129	200	36	44	30	42	6	4	0	17	4	8	1	2	0	0
奈良	822	3,448	681	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	570	2,518	1,491	32	11	13	26	25	1	3	0	15	0	0	0	6	0	0
鳥取	791	3,580	355	107	4	4	8	4	1	0	0	1	0	1	0	1	0	0
島根	844	2,372	781	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	755	3,225	527	94	8	13	14	13	1	1	0	6	0	4	0	1	0	0
広島	1,289	7,985	1,731	124	2	2	2	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0
山口	2,833	4,163	1,349	68	10	14	9	16	1	3	0	6	5	1	0	0	0	0
徳島	929	1,777	588	103	2	2	0	4	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0
香川	385	2,397	689	55	3	3	1	3	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0
愛媛																		
高知	250	2,455	607	92	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
福岡	1,217	7,598	2,823	148	21	35	33	17	0	3	0	9	1	4	0	0	0	0
佐賀	330	2,275	694	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	1,002	4,990	1,460	236	13	18	13	18	1	4	0	1	5	5	0	2	0	0
熊本	3,864	7,713	725	248	6	10	8	26	7	0	0	0	0	18	0	1	0	0
大分	403	3,455	1,366	144	5	8	8	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	436	2,958	1,297	79	9	12	9	4	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0
鹿児島	631	8,784	2,426	63	4	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	4,032	9,909	2,351	322	29	40	28	34	1	6	0	9	4	9	2	3	0	0
札幌市	1,053	9,301	5,772	43	2	2	3	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
仙台市	1,468	3,385	1,302	53	7	12	11	25	5	1	0	8	2	3	3	3	0	0
さいたま市	597	3,579	1,463	10	3	4	1	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	997	2,272	736	21	1	1	2	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
横浜市	2,499	11,368	7,045	57	11	32	29	24	0	5	0	8	0	0	1	3	1	6
川崎市	831	3,816	2,209	25	8	13	11	10	2	3	0	0	4	1	0	0	0	0
相模原市	644	2,525	1,178	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	650	2,725	231	10	4	5	4	3	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0
静岡市	254	1,814	1,092	9	2	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	413	2,487	883	56	6	10	1	6	2	0	0	0	0	1	0	3	0	0
名古屋市	1,349	9,052	3,261	44	12	13	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	1,467	5,898	3,613	126	25	29	18	22	0	4	0	6	1	6	0	5	0	0
大阪市	2,547	11,961	4,814	87	18	21	17	25	1	7	0	12	0	2	0	3	0	0
堺市	1,108	3,495	724	42	5	5	7	6	0	1	0	1	0	2	1	1	0	0
神戸市	800	6,636	2,204	53	9	11	1	8	1	4	0	1	0	0	0	2	0	0
岡山市	399	2,333	302	20	3	3	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	1,495	6,752	1,107	52	3	3	3	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0
北九州市	394	2,882	1,276	13	2	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	600	4,767	2,380	15	4	5	4	5	0	0	0	3	1	0	0	1	0	0
合計	96,752	363,705	128,133	5,042	599	835	623	664	67	120	1	161	56	128	22	96	1	12

* 空欄は個票23未提出

10. 都道府県の業務

(6) 平成23年6月精神障害者保健福祉手帳交付者数(年齢階級×性)

	総数	年齢階級別交付者数										年金 証書分
		20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
北海道	519	1	0	55	84	157	143	21	38	7	13	318
青森	120	1	1	10	8	40	30	11	12	4	3	134
岩手	158	2	0	17	29	40	43	10	14	0	3	106
宮城	88	0	0	9	19	33	19	4	4	0	0	0
秋田	148	1	0	17	21	42	33	17	6	4	7	116
山形	85	0	1	9	12	24	21	6	5	1	6	120
福島	215	8	2	30	32	67	33	8	20	9	6	184
茨城	263	3	5	53	36	75	55	14	15	3	4	151
栃木	275	0	0	53	56	62	59	14	20	6	5	136
群馬	212	4	3	36	22	62	46	15	12	5	7	104
埼玉	853	15	12	140	132	203	191	39	63	16	42	449
千葉	1,039	12	7	156	220	271	253	32	50	14	24	500
東京	2,161	19	18	321	425	552	547	93	109	31	46	748
神奈川	381	2	3	52	72	88	99	18	30	6	11	461
新潟	154	4	5	20	25	39	26	7	18	3	7	215
富山	106	4	1	14	9	30	28	6	4	4	6	75
石川	135	0	0	19	12	39	28	23	11	3	0	126
福井	213	6	6	31	25	61	43	6	17	5	13	62
山梨	130	1	1	12	12	26	34	10	18	5	11	92
長野	225	4	1	28	39	66	58	8	18	0	3	77
岐阜	285	5	5	28	52	64	70	17	19	4	21	160
静岡	107	2	0	21	22	25	21	8	7	0	1	36
愛知	791	7	15	102	132	170	184	63	61	27	30	375
三重	209	3	3	22	32	52	49	17	15	6	10	214
滋賀	205	2	0	35	31	55	45	14	16	4	3	162
京都												
大阪	976	24	14	110	157	222	223	74	85	27	40	417
兵庫	621	4	1	79	94	165	172	35	42	10	19	265
奈良	170	1	2	29	27	46	38	10	9	5	3	127
和歌山	168	6	3	24	31	46	34	8	9	3	4	95
鳥取	117	3	3	14	9	35	23	11	6	6	7	97
島根	87	6	1	8	12	32	10	9	7	2	0	143
岡山	155	2	2	18	19	52	39	6	15	0	2	95
広島	953	28	6	110	130	268	241	63	65	16	26	0
山口	259	4	3	30	31	59	67	16	18	10	21	223
徳島	127	1	1	20	15	43	33	5	7	0	2	45
香川	99	2	1	10	18	31	22	4	5	4	2	101
愛媛												
高知	90	4	1	5	16	21	27	9	4	0	3	102
福岡	311	7	4	47	34	81	74	27	19	5	13	261
佐賀	46	3	0	6	11	9	14	2	1	0	0	121
長崎	182	3	2	24	14	56	57	9	5	4	8	241
熊本	278	3	1	25	34	66	63	30	28	8	20	317
大分	272	4	6	51	36	76	58	14	18	4	5	146
宮崎	202	6	8	31	24	50	55	7	11	4	6	85
鹿児島	228	2	0	28	25	80	52	10	20	7	4	160
沖縄	549	3	4	56	55	159	164	30	39	17	22	186
札幌市	316	1	3	42	64	94	86	9	15	1	1	254
仙台市	163	2	2	31	29	33	40	6	15	1	4	102
さいたま市	199	2	4	24	41	44	47	7	14	6	10	52
千葉市	108	0	0	18	11	35	28	5	4	4	3	34
横浜市	805	11	2	106	118	240	208	50	40	13	17	315
川崎市	252	3	2	35	48	63	69	11	13	5	3	103
相模原市	113	2	3	16	12	37	22	7	7	2	5	134
新潟市	77	2	0	11	11	10	26	6	8	1	2	86
静岡市	104	0	2	10	17	27	29	8	5	3	3	37
浜松市	105	2	2	15	23	24	21	6	8	2	2	114
名古屋市	761	17	11	98	129	178	176	50	63	15	24	295
京都市	308	4	7	46	38	87	81	13	17	10	5	138
大阪市	913	14	10	122	136	272	225	48	49	11	26	126
堺市	177	4	2	16	27	46	47	9	16	3	7	0
神戸市	340	1	1	47	57	91	86	14	27	4	12	107
岡山市	89	3	1	7	21	28	19	3	4	1	2	45
広島市	507	11	7	56	86	137	139	16	34	6	15	46
北九州市	102	2	0	15	13	28	27	6	6	1	4	125
福岡市	259	4	5	42	44	47	79	14	17	3	4	150
合計	20,665	307	216	2,772	3,276	5,461	5,079	1,148	1,377	391	638	10,611

* 空欄は個票24未提出
(平成23年6月1ヶ月間)

10. 都道府県の業務

(7) 平成23年6月精神障害者保健福祉手帳交付者数(疾患分類別)

	疾患分類別交付者数																年金 証書分
	合計	F0	計	F1			F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	てん かん	その他	
				F10	覚せい剤	アルコール、 覚せい剤 以外											
北海道	519	32	8	6	0	2	288	144	15	0	2	2	10	0	18	0	318
青森	120	7	2	0	2	0	83	11	2	0	2	2	2	0	5	4	134
岩手	158	7	5	4	0	1	92	21	9	2	1	4	5	0	6	6	106
宮城	88	9	1	0	0	1	42	17	2	2	1	2	2	0	10	0	0
秋田	148	13	1	1	0	0	94	21	3	0	1	2	5	0	8	0	116
山形	85	7	5	5	0	0	45	14	0	0	0	0	5	0	9	0	120
福島	215	22	4	3	1	0	97	40	8	1	1	3	17	3	14	5	184
茨城	263	16	1	0	0	1	152	63	4	0	2	5	12	0	8	0	151
栃木	275	6	14	10	4	0	126	68	10	1	0	0	6	1	24	19	136
群馬	212	12	12	5	5	2	98	53	18	0	4	0	8	1	6	0	104
埼玉	853	86	19	16	2	1	368	234	38	1	9	8	31	2	30	27	449
千葉	1,039	80	17	6	5	6	498	317	49	4	9	0	25	5	35	0	500
東京	2,161	112	52	25	12	15	1,064	655	112	5	25	0	72	5	59	0	748
神奈川	381	25	11	7	4	0	187	98	26	1	4	0	8	0	21	0	461
新潟	154	15	2	1	1	0	75	32	8	1	1	1	13	1	5	0	215
富山	106	2	11	8	3	0	51	27	1	0	2	1	5	1	5	0	75
石川	135	5	8	6	2	0	71	31	8	0	0	0	5	0	7	0	126
福井	213	33	3	3	0	0	95	52	8	2	2	1	10	1	6	0	62
山梨	130	20	1	0	0	1	66	33	2	0	2	0	2	0	4	0	92
長野	225	13	9	9	0	0	108	58	26	2	1	4	4	0	0	0	77
岐阜	285	27	2	2	0	0	136	78	15	2	4	0	8	3	10	0	160
静岡	107	5	1	1	0	0	42	27	3	0	0	1	1	1	5	21	36
愛知	791	84	13	10	0	3	333	251	34	2	3	0	32	5	34	0	375
三重	209	16	6	5	0	1	81	70	14	1	3	2	7	1	8	0	214
滋賀	205	22	11	8	2	1	78	59	10	0	4	3	11	0	7	0	162
京都																	
大阪	976	83	48	22	14	12	395	332	6	0	11	6	54	4	34	3	417
兵庫	621	46	14	6	4	4	291	173	22	2	5	0	9	1	43	15	265
奈良	170	16	3	1	2	0	76	49	9	1	0	0	8	1	7	0	127
和歌山	168	10	2	0	0	2	79	42	14	1	1	1	2	5	11	0	95
鳥取	117	18	7	7	0	0	43	22	13	0	2	0	6	2	4	0	97
島根	87	3	4	2	0	2	32	27	4	0	0	0	11	1	5	0	143
岡山	155	14	0	0	0	0	84	34	6	0	1	0	5	0	11	0	95
広島	953	48	26	24	2	0	483	228	35	1	16	5	34	7	53	17	0
山口	259	52	3	2	0	1	127	41	8	0	5	0	5	2	16	0	223
徳島	127	8	3	1	0	2	75	26	5	0	1	4	2	0	3	0	45
香川	99	11	3	2	1	0	45	25	2	0	5	0	4	0	4	0	101
愛媛																	
高知	90	5	5	5	0	0	41	18	9	1	1	1	4	1	4	0	102
福岡	311	25	12	8	1	3	136	84	19	0	5	5	16	0	9	0	261
佐賀	46	4	1	0	1	0	16	9	4	2	0	0	3	1	6	0	121
長崎	182	18	1	1	0	0	108	27	8	0	0	4	3	1	12	0	241
熊本	278	38	7	5	1	1	132	76	6	2	1	0	6	0	10	0	317
大分	272	19	8	8	0	0	130	65	3	0	0	8	16	2	21	0	146
宮崎	202	13	5	2	1	2	89	44	15	0	0	1	23	0	12	0	85
鹿児島	228	7	12	10	1	1	121	53	11	1	4	2	3	1	13	0	160
沖縄	549	28	15	14	0	1	330	106	18	0	1	3	5	1	39	3	186
札幌市	316	10	8	5	2	1	152	122	13	0	0	0	7	0	4	0	254
仙台市	163	6	3	2	0	1	42	47	0	3	1	0	3	0	0	58	102
さいたま市	199	21	2	1	1	0	83	55	6	1	1	2	6	1	8	13	52
千葉市	108	6	4	2	0	2	52	29	9	1	0	0	2	1	4	0	34
横浜市	805	50	61	38	16	7	326	267	47	2	6	0	18	5	23	0	315
川崎市	252	12	17	14	3	0	100	92	10	0	2	2	6	0	10	1	103
相模原市	113	12	2	2	0	0	45	37	11	0	0	0	2	0	4	0	134
新潟市	77	5	0	0	0	0	40	18	7	1	1	0	1	0	4	0	86
静岡市	104	2	1	0	0	1	66	26	1	0	1	0	3	1	2	1	37
浜松市	105	9	2	2	0	0	43	24	6	0	1	2	6	0	6	6	114
名古屋市	761	63	8	1	1	6	285	284	42	4	5	0	26	1	31	12	295
京都市	308	17	15	10	0	5	105	125	12	1	0	0	13	1	19	0	138
大阪市	913	49	82	31	51	0	317	340	41	0	14	4	27	3	36	0	126
堺市	177	9	10	9	1	0	73	54	11	0	3	0	7	1	2	7	0
神戸市	340	29	4	1	2	1	147	113	21	0	0	0	7	0	19	0	107
岡山市	89	7	0	0	0	0	22	38	6	1	2	1	9	0	3	0	45
広島市	507	26	20	14	5	1	197	178	35	3	13	1	16	1	16	1	46
北九州市	102	4	1	1	0	0	51	31	1	1	0	1	7	0	5	0	125
福岡市	259	15	11	7	4	0	98	75	14	0	6	2	9	1	10	18	150
合計	20,665	1,494	649	401	157	91	9,447	5,910	935	56	198	96	700	76	867	237	10,611

F0=症状性を含む器質性精神障害

F1=精神作用物質による精神及び行動の障害

F10=アルコール使用による精神及び行動の障害

覚せい剤=覚せい剤による精神及び行動の障害

アルコール、覚せい剤以外=アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害

F2=統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害

*空欄は個票24未提出

(平成23年6月1ヶ月間)

F3=気分(感情)障害

F4=神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害

F5=生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群

F6=成人のパーソナリティ及び行動の障害

F7=精神遅滞[知的障害]

F8=心理的発達の障害

F9=小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害

11. 平均残存率(1年未満群)、退院率(1年以上群)

	平均残存率 (%)	退院率(%)		
		死亡を 退院に 計上しない	転院・死亡を 退院に 計上しない	
北海道	29.8	28.3	22.4	10.6
青森	29.6	34.8	30.8	19.7
岩手	28.9	22.6	18.4	8.3
宮城	30.1	24.9	19.5	12.3
秋田	30.8	31.6	22.1	9.5
山形	26.7	43.6	32.3	17.9
福島	27.9	25.0	19.8	10.8
茨城	30.1	22.4	16.3	7.8
栃木	30.8	16.6	13.7	7.2
群馬	27.2	20.4	17.6	8.6
埼玉	31.4	22.0	14.4	8.3
千葉	27.2	20.6	14.8	8.9
東京	25.5	32.0	26.3	11.4
神奈川	29.0	31.3	25.9	14.7
新潟	31.3	22.6	16.6	9.3
富山	30.6	21.5	18.8	6.5
石川	28.6	28.9	24.1	8.0
福井	22.2	27.6	20.5	8.9
山梨	27.9	22.8	17.7	11.8
長野	27.1	18.8	15.0	9.0
岐阜	24.2	17.9	13.3	9.6
静岡	31.1	18.6	14.1	6.9
愛知	24.1	23.6	19.4	10.8
三重	27.6	24.5	18.5	10.8
滋賀	29.1	13.3	12.4	8.9
京都	32.4	28.4	11.7	4.2
大阪	26.1	25.0	18.9	9.7
兵庫	30.4	26.6	22.3	10.8
奈良	32.3	17.2	11.7	7.8
和歌山	31.5	19.7	18.1	6.6
鳥取	30.7	42.6	37.4	22.9
島根	30.3	24.1	21.4	6.3
岡山	25.1	30.5	24.8	9.4
広島	28.3	20.8	15.3	7.3
山口	35.6	20.7	13.2	7.2
徳島	32.1	16.7	11.8	6.3
香川	28.0	15.6	12.7	6.4
愛媛	33.5	23.8	20.1	10.7
高知	26.4	22.7	19.1	7.8
福岡	34.3	27.0	21.6	9.1
佐賀	33.1	19.8	16.6	5.5
長崎	28.5	23.3	17.8	6.5
熊本	28.4	24.1	18.9	6.9
大分	34.0	21.9	18.8	6.6
宮崎	29.7	20.2	12.6	6.3
鹿児島	30.8	23.0	18.4	10.8
沖縄	28.9	24.1	18.5	9.0
合計	28.9	24.6	19.1	9.4

※政令市のある道府県の数値は、政令市分を含む。

B. 資料

平成 23 年度精神保健福祉関係資料の作成について

障精発 0728 第 1 号
平成 23 年 7 月 28 日

各 (都道府県)
精神保健福祉主管部 (局) 長 殿
(指定都市)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課 長



平成 23 年度精神保健福祉資料の作成について(依頼)

標記について、業務の参考としたいので、別添作業要領を参考の上、平成 23 年 10 月 28 日 (金) までに報告願います。

また、本資料の作成と併せて、「認知症 (F00-F03)」及び「統合失調症 (F2)」による入院患者の状況について、定期的かつ適時に把握するため、先行調査票の作成をお願いいたします。先行調査票につきましては、平成 23 年 9 月 30 日 (金) までに報告願います。

(当該先行調査票のみ先に送付して下さい。)

平成 23 年度精神保健福祉資料調査作業要領

1. 調査の目的

この調査は、精神科病院及び精神科診療所等を利用する患者の実態等を把握し、精神保健福祉施策推進のための資料を得ることを目的とし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が毎年 6 月 30 日付けで実施しているものです。

2. 今年度の主な変更点

今年度の調査より、別添 1 の個票 16 の次に個票 A、B を追加（年齢・性・疾患別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者の状況及び在院期間・年齢別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者数）。

また、追加調査票の名称を先行調査票に変更。

3. 調査票作成の手引き

- (1) 調査票は、提出書類件数報告及び個票並びに先行調査票から構成されます（別添 1）。

※一部の個票については、電子調査票が利用できます。（精神科病院のみ）。詳細につきましては「電子調査票利用案内」をご覧ください。

- (2) 調査票の変更箇所については別添 2 を参照してください。
- (3) 回答方法は、「該当するものの選択（○印をつける）」若しくは「数値の記入」によります。
- (4) 個票 1～16 及び先行調査票は精神科病院、個票 17～20 は精神科診療所等、個票 21 は指定障害者支援施設等、個票 22 は指定障害者福祉サービス事業所等、個票 23 及び 24 は各都道府県・指定都市の精神保健福祉主管課に記入をお願いします。
- (5) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（以下「精神・障害保健課」という。）に個票を送付する際は、必ず提出書類件数報告に、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入の上、送付してください。
- (6) 医療機関等コード一覧（「精神科病院」、「精神科診療所等」、「個票 21 及び 22 にかかるコード」の 3 種）は、所定の様式（別添 4）を用いて作成してください。
- (7) 都道府県・市コードは、都道府県・指定都市コード（別添 3）をもとに記入してください。
- (8) 医療機関等コード一覧

ア 医療機関等コード番号について

「精神科病院」、「精神科診療所等」、「個票 21 及び 22 にかかるコード」のそれぞれにコード番号を 1 番から通し番号で付けてください。

平成 22 年度までの調査で、すでに 1 番からの連番を付けている場合で、医療機関等の廃止・統合や市町村合併による欠番がある場合は、新規・既存の病院で埋めずに欠番のままとしてください（別添 4）。

各都道府県・指定都市の担当課内部で使用しているコード番号、3 桁を超えるコード番号、ハイフンなどの記号・アルファベットを含むコード番号、都道府県・指定都市コード番号を連番に冠したコード番号などは付けない

てください。

個票 21 及び 22 にかかるコードを、事業種別ごとに整理分類する場合は、百の位を変えて（101 番～、201 番～・・・など）も差し支えありません。

イ 医療機関等名について

大学附属病院は、大学名から記載してください（〇〇大学△△△附属□□病院）。また大学名を略名で記載しないでください。

独立行政法人国立病院機構の病院については「独立〇〇病院」と記載してください。

都道府県立医療機関等、その他の公立医療機関等は「〇〇県立△△△病院」「〇〇市立△△△病院」のように、自治体名を冠して記載してください。法人医療機関等の法人名（〇〇法人△△会など）は医療機関等名に冠して記載しないでください（同じ都道府県・指定都市の中で同名の医療機関等を有する場合のみ、医療機関等名に続けて括弧書きで法人名を記載してください）。

ウ 変更状況欄について

新規開設・病院廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況を記載し、医療機関等名が変更の場合は変更前の医療機関等名も「旧△△△病院」などと記載してください。

送付いただいた一覧表は、平成 23 年度データの確定作業に使用しますが、それ以外の目的には使用しません。また、データが確定した後は、電子化されたデータには個別の医療機関等名は残りません。

(9) 調査につきまして、ご不明の点がありましたら下記の連絡先へメールにてお問い合わせください。

※メールの件名は【630 調査質問事項（都道府県等名）】としてください。

連絡先 : kawasaki-kouji@mhlw.go.jp

4. 調査データの扱い

- (1) 各都道府県・指定都市から送付された個票等は、精神・障害保健課にて受領の確認を行ったあと、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所にて分析を行います。
- (2) 本調査の結果は、精神・障害保健課の業務に役立てるほか、厚生労働科学研究に基づく報告書等、精神・障害保健課の承認した分析・報告等に活用します。
- (3) 本調査の個票等は、データが確定した段階で処分します。また所要の手続きによらない個別データの公開は行いません。
- (4) 調査結果は、「精神保健福祉資料」として各都道府県・指定都市に送付するとともに、「精神保健医療福祉の改革ビジョン研究ページ (<http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/vision/index.html>)」において公表します。「精神保健福祉資料」のデータに修正があった場合にも、このページに掲載しますので、データを使用される場合は必ずご確認ください。

5. 今後の作業予定

平成23年8月中旬までに精神科病院等へ調査を依頼。

平成23年11月末までに調査票の回収を終了。

平成24年1月末までに入力作業とデータの確認・問い合わせを完了。

平成24年3月末までにデータの集計を完了。

平成24年7月末までに各都道府県・指定都市に「精神保健福祉資料」を送付。

【個票送付先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課精神医療係

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線3058）

提出書類件数報告

都道府県・市コード

下記の各項目については、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入すること。

個票1	「個票1 精神科病院の施設・従事者の状況」を配布した病院の数 精神科病院の数(回収数)①	個票1	指定病院数	個票17	「個票17 精神科診療所等の状況」を配布した診療所等の数 精神科診療所等の数(回収数)
個票1	大学附属病院 上記以外の総合病院 上記以外の病院 合計②	個票1	応急入院指定病院数	個票18	精神科デイ・ケア等を実施している精神科診療所等の数
個票1	単科精神科病院 単科精神科病院以外 合計③	個票1	認知症疾患医療センター・老人性認知症疾患センター設置病院数	個票20	精神科訪問看護を実施している精神科診療所等の数
個票1	国立病院 都道府県立病院、政令市立病院 その他の公立病院 医療法人病院 個人病院 その他の法人病院 合計④	個票1	「病院内で」精神科訪問看護を実施している精神科病院の数 (「同一法人内の訪問看護ステーション等」のみ実施の病院は除く。)	個票21	「個票21 精神障害者社会復帰施設等の状況【入所系】」を 配布した事業所等の数 精神障害者社会復帰施設等【入所系】の数(回収数)
		個票2~4	認知症疾患治療病棟入院料1または2の届出が 1病棟以上の病院数	個票22	「個票22 精神障害者社会復帰施設等の状況【通所系】」を 配布した事業所等の数 精神障害者社会復帰施設等【通所系】の数(回収数)
		個票7	精神科デイ・ケア等を実施している精神科病院の数		
		個票13	平成22年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数		
		個票13	平成23年6月1日の残留患者が1人以上の病院数		
		個票A・B	医療観察法指定入院医療機関の数		

※精神科病院の数(回収数)①と合計②、合計③、合計④は同数となる。

各々の個票の枚数を記入すること。

個票1 精神科病院の施設・従事者の状況	枚	個票10 精神科病院在院患者の処遇	枚	個票17 精神科診療所等の状況	枚
個票2 各精神病棟の状況	枚	個票11 精神科病院在院患者の状況	枚	個票18 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況	枚
個票3 各精神病棟の状況(個票2の続き)	枚	個票12 在院期間・年齢別の在院患者数	枚	個票19 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	枚
個票4 各精神病棟の状況(個票3の続き)	枚	個票13 精神科病院の外來・入院状況	枚	個票20 精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況	枚
個票5 認知症治療病棟の状況	枚	個票14 精神科病院平成22年6月入院患者の状況	枚	個票21 精神障害者社会復帰施設等の状況【入所系】	枚
個票6 応急入院患者の状況	枚	個票15 平成23年6月1日残留患者の状況	枚	個票22 精神障害者社会復帰施設等の状況【通所系】	枚
個票7 精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況	枚	個票16 平成23年6月退院患者の状況	枚	個票23 精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況	枚
個票8 精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	枚	個票A 年齢・性・疾患別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者の状況	枚	個票24 性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数	枚
個票9 精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況	枚	個票B 在院期間・年齢別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者数	枚		

※下記の注意事項を必ず確認すること。

- ・個票1、個票2、個票10、個票11、個票12、個票13、個票16の枚数は、精神科病院数と一致すること。
- ・個票5の枚数は、個票2~4で認知症疾患治療病棟入院料1または2の届出が1病棟以上の病院数と一致すること。
- ・個票6の枚数は、個票1で応急入院指定病院数と一致すること。
- ・個票7、個票8の枚数は、精神科デイ・ケア等を実施している精神科病院の数と一致すること。
- ・個票9の枚数は、個票1で「病院内で」精神科訪問看護を実施している精神科病院の数と一致すること。
- ・個票14の枚数は、個票13で平成22年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票15の枚数は、個票13で平成23年6月1日の残留患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票A、個票Bの枚数は、医療観察法指定入院医療機関の数と一致すること。
- ・個票18、個票19の枚数は、精神科デイ・ケア等を実施している精神科診療所等の数と一致すること。
- ・個票20の枚数は、精神科訪問看護を実施している精神科診療所等の数と一致すること。

別添1

個票1 精神科病院の施設・従事者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

病院区分①	[いずれか1つに○印]
1. 大学附属病院 …… 国立大学法人を含む	
2. 上記以外の総合病院 …… 内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院 (医師 16:1、看護職員 3:1、薬剤師 70:1)	
3. 上記以外の病院	

病院区分②	[いずれか1つに○印]
1. 単科精神科病院 …… 病床がすべて精神病床である病院	
2. 単科精神科病院以外	

病院区分③	[いずれか1つに○印]
1. 国立病院 (独立行政法人を含み、国立大学法人は含まない)	
2. 都道府県立病院、政令市立病院	
3. その他の公立病院	
4. 医療法人病院	
5. 個人病院	
6. その他の法人病院 [財団法人等] (国公立大学法人、公立大学の附属病院を含む)	

一部事務組合、広域連合、地方独立行政法人が設置する病院を含む。これらの加入者・設立者に、都道府県・政令市を含む場合は2、都道府県・政令市以外の場合3を選択。ただし公立大学法人は含まない。

病院区分④	[各項目、それぞれ1つずつ○印]
指定病院 (精神保健福祉法第19条の8)	1. 該当 2. 非該当
指定病院は指定病床数を記入。	指定病床: 床
応急入院指定病院 (精神保健福祉法第33条の4)	1. 該当 2. 非該当
特定病院 (精神保健福祉法第22条の4)	1. 該当 2. 非該当
精神科救急医療体制整備事業への参画	1. あり 2. なし
認知症疾患医療センター・老人性認知症疾患センター	1. 設置あり 2. 設置なし
精神科訪問看護の実施 ※指示書の作成ではなく、サービスの提供について選択する。 ※1と2に限り、両方選択可。	1. 病院内で実施 2. 同一法人内の訪問看護ステーション等で実施 3. 実施なし

実際に患者の訪問看護を依頼している、同一法人内のステーション、診療所等がある場合のみ選択。

精神科以外を含む全病床数	床
--------------	---

病院所在地の郵便番号	—
------------	---

大口事業所の個別番号でなく、「所在町域・字の番号」を記載。
(例) 厚生労働省(東京都千代田区霞が関) × 100-8916 ○ 100-0013

※病床数に保護室分を含む。(平成23年6月30日現在)

	精神病棟		精神病床数	保護室			施錠できる個室		
	棟数	うち電話設置		うちモニター装置あり	うちトイレあり	うちモニター装置あり	うちトイレあり		
夜間外開放	棟	棟	床	室	室	室	室	室	
終日閉鎖	棟	棟	床	室	室	室	室	室	
上記以外	棟	棟	床	室	室	室	室	室	

「夜間外開放」
少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。

「終日閉鎖」
原則として終日、病棟の出入りに施錠している病棟。

「上記以外」
病棟の出入りに施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

看護体制の1単位をもって1病棟とする。

医療法にもとづく病床数を記載。

「保護室」……→精神科病院等の建築基準(昭和44年通知)における保護室におおむね合致し、精神運動性興奮等のときに使用する閉鎖的環境の個室。
「施錠できる個室」……→上記以外の、室外から施錠して閉鎖的環境にできる個室。

入院患者が24時間使用可能な電話を設置している病棟数を記入。
例えば、「夜間外開放」と「終日閉鎖」病棟の間に24時間使用できる電話が共用で設置されている場合、それぞれの病棟に電話が設置されているとみなす。

専門病棟の状況 ※該当する病棟数・病床数のみ記入 (平成23年6月30日現在)

アルコール		薬物		アルコール・薬物混合		児童思春期		合併症	
病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数
棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール使用による精神及び行動の障害」であるもの。

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール以外の精神作用物質による精神及び行動の障害」であるもの。

在院患者のおおむね50%以上が「アルコール」または「アルコール以外の精神作用物質」で、それぞれ単独では50%に満たないもの。

在院患者のおおむね50%以上が20歳未満であるもの。

身体疾患、精神疾患共に入院治療を必要とする合併症例の受け入れが常時可能であるもの。

「常勤」は、精神科の業務に、日に概ね8時間以上、週4日以上勤務を目安とする。

「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

従事者数 (平成23年6月30日現在)

医師				作業療法士		ソーシャルワーカー (社会福祉士を含む)			
うち 指定医		うち 特定医師				うち 精神保健福祉士			
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

臨床心理技術者		看護師		准看護師		看護補助者	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

個票2 各精神病棟の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。(個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。) 病棟数が8を超える場合は個票3、個票4に続きを記入する。

「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、上段のコード一覧からそれぞれ1つずつ該当するものを選ぶ。

※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

※休床中の病棟は、在院患者数の「計」の欄に“0”と記入する。「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は選択しないままで構わない。

構造上あるいは看護体制上の病棟の一部病床に対して届け出ている場合は、当該病床とそれ以外の病床を各々1つの病棟とみなし、2つの記入欄に分けて回答する。

①開放区分

- 夜間外開放…少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入り口に施錠していない病棟。
- 終日閉鎖……原則として終日、病棟の出入り口を施錠している病棟。
- 上記以外……病棟の出入り口を施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

②入院料等の届出

救急1 精神科救急入院料1
救急2 精神科救急入院料2
救合 精神科救急・合併症入院料
急治1 精神科急性期治療病棟入院料1
急治2 精神科急性期治療病棟入院料2

精療 精神療養病棟入院料
認知1 認知症治療病棟入院料1
認知2 認知症治療病棟入院料2

特疾 特殊疾患病棟入院料
小児 小児入院医療管理料3

医観法 医療観察法入院対象者入院医学管理料
(指定入院医療機関)

基10 10対1 入院基本料
基13 13対1 入院基本料
基15 15対1 入院基本料
基18 18対1 入院基本料

基20 20対1 入院基本料
基特 特別入院基本料

特7 特定機能病院入院基本料(7対1)
特10 特定機能病院入院基本料(10対1)
特13 特定機能病院入院基本料(13対1)
特15 特定機能病院入院基本料(15対1)

他 その他

(平成23年6月30日現在)

通し番号	精神病床数	上記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄のコードに○印をそれぞれ1つ記入。		計	在院患者数													
		①開放区分	②入院料等の届出 ※特定入院料として届出している場合は、入院基本料を選択しないこと。 ※コード(略号)を○で囲むこと。(左肩の数字はデータ入力用。)		年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転棟を含まない)から調査時点までの期間を記入。								
					20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	
1		1)救急1 2)救急2 3)救合 4)急治1 5)急治2 6)精療 7)認知1 8)認知2 9)特疾 10)小児 11)医観法 12)基10 13)基13 14)基15 15)基18 16)基20 17)基特 18)特7 19)特10 20)特13 21)特15 22)他																
2		1)救急1 2)救急2 3)救合 4)急治1 5)急治2 6)精療 7)認知1 8)認知2 9)特疾 10)小児 11)医観法 12)基10 13)基13 14)基15 15)基18 16)基20 17)基特 18)特7 19)特10 20)特13 21)特15 22)他																
3		1)救急1 2)救急2 3)救合 4)急治1 5)急治2 6)精療 7)認知1 8)認知2 9)特疾 10)小児 11)医観法 12)基10 13)基13 14)基15 15)基18 16)基20 17)基特 18)特7 19)特10 20)特13 21)特15 22)他																
4		1)救急1 2)救急2 3)救合 4)急治1 5)急治2 6)精療 7)認知1 8)認知2 9)特疾 10)小児 11)医観法 12)基10 13)基13 14)基15 15)基18 16)基20 17)基特 18)特7 19)特10 20)特13 21)特15 22)他																
5		1)救急1 2)救急2 3)救合 4)急治1 5)急治2 6)精療 7)認知1 8)認知2 9)特疾 10)小児 11)医観法 12)基10 13)基13 14)基15 15)基18 16)基20 17)基特 18)特7 19)特10 20)特13 21)特15 22)他																
6		1)救急1 2)救急2 3)救合 4)急治1 5)急治2 6)精療 7)認知1 8)認知2 9)特疾 10)小児 11)医観法 12)基10 13)基13 14)基15 15)基18 16)基20 17)基特 18)特7 19)特10 20)特13 21)特15 22)他																
7		1)救急1 2)救急2 3)救合 4)急治1 5)急治2 6)精療 7)認知1 8)認知2 9)特疾 10)小児 11)医観法 12)基10 13)基13 14)基15 15)基18 16)基20 17)基特 18)特7 19)特10 20)特13 21)特15 22)他																
8		1)救急1 2)救急2 3)救合 4)急治1 5)急治2 6)精療 7)認知1 8)認知2 9)特疾 10)小児 11)医観法 12)基10 13)基13 14)基15 15)基18 16)基20 17)基特 18)特7 19)特10 20)特13 21)特15 22)他																

個票3 各精神病棟の状況（個票2の続き）

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。（個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。）病棟数が19を超える場合は個票4に続きを記入する。

「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、個票2上段のコード一覧からそれぞれ1つずつ該当するものを選ぶ。

※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

※休床中の病棟は、在院患者数の「計」の欄に“0”と記入する。「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は選択しないままで構わない。

(平成23年6月30日現在)

通し 番号	精神 病床数	上記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄のコードに○印をそれぞれ1つ記入。		在院患者数															
		① 開放 区分	②入院料等の届出 <small>※特定入院料として届出している場合は、入院基本料を選択しないこと。 ※コード(略号)を○で囲むこと。(左肩の数字はデータ入力用。)</small>	計	年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転棟を含まない)から調査時点までの期間を記入。									
					20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		
9		1・2・3	1)救急1 2)救急2 3)救急3 4)救急4 5)急治1 6)急治2 7)精療 8)認知1 9)認知2 10)特疾 11)小児 12)医観法 13)基10 14)基13 15)基15 16)基18 17)基20 18)基特 19)特7 20)特10 21)特13 22)特15 他																
10		1・2・3	1)救急1 2)救急2 3)救急3 4)救急4 5)急治1 6)急治2 7)精療 8)認知1 9)認知2 10)特疾 11)小児 12)医観法 13)基10 14)基13 15)基15 16)基18 17)基20 18)基特 19)特7 20)特10 21)特13 22)特15 他																
11		1・2・3	1)救急1 2)救急2 3)救急3 4)救急4 5)急治1 6)急治2 7)精療 8)認知1 9)認知2 10)特疾 11)小児 12)医観法 13)基10 14)基13 15)基15 16)基18 17)基20 18)基特 19)特7 20)特10 21)特13 22)特15 他																
12		1・2・3	1)救急1 2)救急2 3)救急3 4)救急4 5)急治1 6)急治2 7)精療 8)認知1 9)認知2 10)特疾 11)小児 12)医観法 13)基10 14)基13 15)基15 16)基18 17)基20 18)基特 19)特7 20)特10 21)特13 22)特15 他																
13		1・2・3	1)救急1 2)救急2 3)救急3 4)救急4 5)急治1 6)急治2 7)精療 8)認知1 9)認知2 10)特疾 11)小児 12)医観法 13)基10 14)基13 15)基15 16)基18 17)基20 18)基特 19)特7 20)特10 21)特13 22)特15 他																
14		1・2・3	1)救急1 2)救急2 3)救急3 4)救急4 5)急治1 6)急治2 7)精療 8)認知1 9)認知2 10)特疾 11)小児 12)医観法 13)基10 14)基13 15)基15 16)基18 17)基20 18)基特 19)特7 20)特10 21)特13 22)特15 他																
15		1・2・3	1)救急1 2)救急2 3)救急3 4)救急4 5)急治1 6)急治2 7)精療 8)認知1 9)認知2 10)特疾 11)小児 12)医観法 13)基10 14)基13 15)基15 16)基18 17)基20 18)基特 19)特7 20)特10 21)特13 22)特15 他																
16		1・2・3	1)救急1 2)救急2 3)救急3 4)救急4 5)急治1 6)急治2 7)精療 8)認知1 9)認知2 10)特疾 11)小児 12)医観法 13)基10 14)基13 15)基15 16)基18 17)基20 18)基特 19)特7 20)特10 21)特13 22)特15 他																
17		1・2・3	1)救急1 2)救急2 3)救急3 4)救急4 5)急治1 6)急治2 7)精療 8)認知1 9)認知2 10)特疾 11)小児 12)医観法 13)基10 14)基13 15)基15 16)基18 17)基20 18)基特 19)特7 20)特10 21)特13 22)特15 他																
18		1・2・3	1)救急1 2)救急2 3)救急3 4)救急4 5)急治1 6)急治2 7)精療 8)認知1 9)認知2 10)特疾 11)小児 12)医観法 13)基10 14)基13 15)基15 16)基18 17)基20 18)基特 19)特7 20)特10 21)特13 22)特15 他																
19		1・2・3	1)救急1 2)救急2 3)救急3 4)救急4 5)急治1 6)急治2 7)精療 8)認知1 9)認知2 10)特疾 11)小児 12)医観法 13)基10 14)基13 15)基15 16)基18 17)基20 18)基特 19)特7 20)特10 21)特13 22)特15 他																

個票4 各精神病棟の状況（個票3の続き）

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。（個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。）

「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、個票2上段のコード一覧からそれぞれ1つずつ該当するものを選ぶ。

※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

※休床中の病棟は、在院患者数の「計」の欄に“0”と記入する。「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は選択しないままで構わない。

（平成23年6月30日現在）

通し番号	精神病床数	上記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄のコードに○印をそれぞれ1つ記入。		在院患者数														
		①開放区分	②入院料等の届出 ※特定入院料として届出している場合は、入院基本料を選択しないこと。 ※コード(略号)を○で囲むこと。(左肩の数字はデータ入力用。)	計	年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転棟を含まない)から調査時点までの期間を記入。								
					20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	
20		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急4 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 医観法 12) 基10 13) 基13 14) 基15 15) 基18 16) 基20 17) 基特 18) 特7 19) 特10 20) 特13 21) 特15 22) 他															
21		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急4 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 医観法 12) 基10 13) 基13 14) 基15 15) 基18 16) 基20 17) 基特 18) 特7 19) 特10 20) 特13 21) 特15 22) 他															
22		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急4 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 医観法 12) 基10 13) 基13 14) 基15 15) 基18 16) 基20 17) 基特 18) 特7 19) 特10 20) 特13 21) 特15 22) 他															
23		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急4 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 医観法 12) 基10 13) 基13 14) 基15 15) 基18 16) 基20 17) 基特 18) 特7 19) 特10 20) 特13 21) 特15 22) 他															
24		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急4 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 医観法 12) 基10 13) 基13 14) 基15 15) 基18 16) 基20 17) 基特 18) 特7 19) 特10 20) 特13 21) 特15 22) 他															
25		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急4 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 医観法 12) 基10 13) 基13 14) 基15 15) 基18 16) 基20 17) 基特 18) 特7 19) 特10 20) 特13 21) 特15 22) 他															
26		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急4 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 医観法 12) 基10 13) 基13 14) 基15 15) 基18 16) 基20 17) 基特 18) 特7 19) 特10 20) 特13 21) 特15 22) 他															
27		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急4 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 医観法 12) 基10 13) 基13 14) 基15 15) 基18 16) 基20 17) 基特 18) 特7 19) 特10 20) 特13 21) 特15 22) 他															
28		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急4 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 医観法 12) 基10 13) 基13 14) 基15 15) 基18 16) 基20 17) 基特 18) 特7 19) 特10 20) 特13 21) 特15 22) 他															
29		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急4 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 医観法 12) 基10 13) 基13 14) 基15 15) 基18 16) 基20 17) 基特 18) 特7 19) 特10 20) 特13 21) 特15 22) 他															
30		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急4 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 医観法 12) 基10 13) 基13 14) 基15 15) 基18 16) 基20 17) 基特 18) 特7 19) 特10 20) 特13 21) 特15 22) 他															

個票5 認知症治療病棟の状況

※「個票2～4 各精神病棟の状況」において、「認知1 認知症治療病棟入院料1」
ないし「認知2 認知症治療病棟入院料2」に○印を付けた施設のみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

平成22年6月1ヶ月間(30日間)で、認知症治療病棟に入院(院内からの転棟を含まない)した患者について記入すること。

平成22年6月 1ヶ月間の 入院患者数

家族と同居あるいは単身に関わらず、施設外で生活するもの。

グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設・福祉ホーム・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等に退院したもの。

内訳	退院患者数 ※入院形態変更は退院に含めない。											
	平成22年						平成23年					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
家庭復帰等												
グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等												
転院・院内転科												
死亡												
合計												

平成23年 6月1日の 残留患者数

平成22年6月1ヶ月間の入院患者数＝各月の合計＋平成23年6月1日の残留患者数となる。

入院患者が身体的疾患により転院または院内転科した場合もカウントする。

平成23年6月1ヶ月間に 院内の他の病棟から 転棟した患者数	平成23年6月1ヶ月間に 院内の他の病棟に 転棟した患者数

個票6 応急入院患者の状況

※「個票1 精神科病院の施設・従事者の状況」において、「病院区分④」の「応急入院指定病院」で「1. 該当」に○印を付けた施設のみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

平成22年4月～平成23年3月末の1年間に応急入院した患者について記載。
 上記期間中に実績のない場合は、総数合計(i)ならびに計(ii)欄にそれぞれ“0”を記入すること。

疾患名	総数	年齢階級別患者数 ※入院時の年齢									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
	覚せい剤による精神及び行動の障害										
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合計	(i)										

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

上表の「総数合計(i)」と、下表の「計(ii)」が同数となる

下表の、応急入院後の状況については、応急入院を終えた直後の状況を記入								
計	自院に継続入院			他の精神科病院の精神病床	一般病床	退院(転院なし)	死亡	不明、その他
	医療保護入院	任意入院	その他入院					
(ii)								

個票7 精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

保険診療の請求を行っているサービスの、平成23年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

	実施日数	延べ利用者数	利用実人員		利用実人員の居住地					
			うち 平成23年6月 1ヶ月間の 新規利用者		在宅	グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等	高齢者福祉施設	その他	不明	
精神科ショート・ケア										
精神科デイ・ケア										
精神科ナイト・ケア										
精神科 デイ・ナイト・ケア										
重度認知症患者 デイ・ケア										

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

障害者支援施設、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、認知症高齢者グループホーム。

個票8 精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

**「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを
利用した者について、平成23年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。
【平成23年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】**

疾患名	総数	年齢階級別患者数									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1	F10 アルコール使用による精神及び行動の障害										
	覚せい剤による精神及び行動の障害										
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合 計											

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がない場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。

個票9 精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※「個票1 精神科病院の施設・従事者の状況」において、「病院区分④」の「精神科訪問看護の実施」で「1. 病院内で実施」に○印を付けた施設のみ下表を記入。「2. 同一法人内の訪問看護ステーション等で実施」にも○印を付けた施設は、「1. 病院内で実施」の分のみを計上。

**精神科病院が平成23年6月1ヶ月間(30日間)に実施し、
精神科訪問看護・指導料を請求した患者について実人数を記入。**

疾患名	総数	年齢階級別患者数									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1 F10 アルコール使用による精神及び行動の障害											
	覚せい剤による精神及び行動の障害										
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害										
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合 計	(j)										

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

個票13 「平成23年6月1ヶ月間の訪問看護」実人数(j)と一致すること。

個票10 精神科病院在院患者の処遇

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

(A)～(E)は、各々「個票11 精神科病院在院患者の状況」の(A)～(E)の男女合計、「個票12 在院期間・年齢別の在院患者数」の(A)～(E)と同数になっていること。

病棟「計」は、内数の「夜間外開放」～「左記以外」の計と一致する。
 在院患者数「合計」は、内数の「措置入院」「医療保護入院」「任意入院(計)」「その他の入院」の計と一致する。
 任意入院「計」は、内数の個別処遇「開放処遇」～「患者の意思による開放以外の処遇」の計と一致する。

(平成23年6月30日現在)

	計	病棟			保護室の 隔離患者数	身体的拘束を 行っている患者数
		夜間外開放	終日閉鎖	左記以外		
在院患者数	(A)					
合計	(A)					
措置入院	(B)					
医療保護入院	(C)					
任意入院	(D)					
計	(D)					
個別の処遇						
開放処遇						
開放処遇を制限						
患者の意思による開放以外の処遇						
その他の入院	(E)					

「措置入院」
 他都道府県又は指定都市が当該入院措置を採った者も含めて、入院している措置入院患者すべてについて計上する。

「その他の入院」
 精神保健福祉法に基づく緊急措置入院、応急入院、児童福祉法に基づく施設への入院および医療観察法による入院等について計上する。

「夜間外開放」
 少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。
 「夜間外開放の病棟」にあつて「開放処遇を制限」「患者の意思による開放以外の処遇」に該当する患者は、施錠できる病室等に入室している患者をいう。

「終日閉鎖」
 原則として終日、病棟の出入りを施錠している病棟。

「左記以外」
 病棟の出入り口を施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟。

内側から患者本人の意思によっては出ることができない部屋の中へ一人だけで入室させることにより当該患者を他の患者から遮断する行動の制限をいい、12時間を超えるものを計上する。

衣類または綿入り帯等を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を行った患者数を計上する。